

令和 7 年度

蟹江町職員採用試験案内【一般職(事務)】

愛知県海部郡蟹江町

第 1 次試験日	令和 7 年 7 月 1 3 日 (日)
申込期間	令和 7 年 5 月 1 日 (木) から 6 月 2 日 (月) まで
申込方法	あいち電子申請届出システムによる (事前に申込書及び受験票の作成が必要です。)

問い合わせ及び受験申込書請求・提出先

〒 4 9 7 - 8 6 0 1 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地

蟹江町 総務部 総務課 職員係

電話 0 5 6 7 (9 5) 1 1 1 1

内線 1 2 4

1 試験区分・採用予定人員・受験資格等

試験 区分	採用予 定人員	受 験 資 格	
		年 齢 ・ 学 歴 等	取得資格・履行科目
大学卒	若干名	平成10年4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業した方又は令和8年3月までに卒業見込みの方	問いません

(1) この表の「大学」とは、学校教育法による大学その他これらに相当すると蟹江町が認める学校等をいいます。

(2) 次に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方

(以下はその主な内容です。)

○ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験場・試験の種類・内容等

第 1 次 試 験		第 2 次 試 験
試 験 場	種 類	試験場及び種類
蟹江中央公民館分館	教 養 試 験 専 門 試 験 作 文 試 験 性格特性検査	第 1 次試験合格者のみ 後日通知します

第 1 次試験の種類及び内容は、次のとおりです。

教 養 試 験

時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う
問題（20問）

文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（20問）

〔択一式 40問 解答時間 2時間〕

専 門 試 験

（出題分野）

憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、
政治学、行政学、国際関係

〔択一式 40問 解答時間 2時間〕

作 文 試 験

題は、試験当日発表します。

〔解答時間 1時間〕

性 格 特 性 検 査

公務員に求められる資質について、性格特性をみる検査です。

〔150問 解答時間 20分〕

3 試験日程

(1) 第 1 次試験 令和 7 年 7 月 13 日（日）

試験時間 午前 9 時から午後 4 時頃まで

(2) 第 2 次試験 令和 7 年 8 月中旬

（詳しい日程については、第 1 次試験合格者に通知します。）

4 受験手続

(1) 申込方法

インターネット（電子申請）により申込んでください。

インターネット（電子申請）による申込には次のものがが必要です。

- ・パソコン又はスマートフォン
- ・受験者本人のメールアドレス（パソコン又はスマートフォンのメールアドレス）

①利用者登録	「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、利用者登録をしてください。
↓	
②申込情報入力	試験申込画面から必要事項を入力し、「申込む」ボタンを押して、申込データを送信してください。
↓	
③受付完了	受付完了後にメールが送信されます。
↓	
④受験票郵送	受験票が郵送されます。
↓	
⑤受験票作成	顔写真の貼付等を行い、受験票を作成してください。 作成した受験票は、第1次試験当日に持参してください。

(2) 提出書類

①採用試験申込書（蟹江町ホームページから入手できます。）

②受験票（蟹江町ホームページから入手できます。）

③卒業証明書又は卒業見込証明書

※ ①及び②については、第1次試験申込時にあいち電子申請・届出システムにより提出してください。

※ ③については、第2次試験時に原本を提出してください。

なお、提出書類についてはお返しいたしません。

5 合格者の発表等

(1) 第1次試験

令和7年7月下旬に通知します。

(2) 第2次試験

令和7年9月中旬に通知します。

(3) 採用予定年月日

令和8年4月1日

6 合格の取消し

受験資格及び採用試験申込書記載事項を調査した結果、受験資格がない場合又は記載事項に不正がある場合には、合格が取り消されることがあります。

大学を卒業見込みの方は、令和8年3月31日までに卒業できない場合は採用されません。

7 給 与

(1) 給 料

(令和7年4月1日現在)

学 歴 区 分	大 学 卒
初 任 給	235,400円(地域手当含む)

- (2) 扶養手当、通勤手当、住居手当などがそれぞれ条件に応じて支給されます。
- (3) 期末手当が年2回(6月・12月)、また勤務成績に応じて勤勉手当が年2回(6月・12月)支給されます。
- (4) 町条例に基づき経験年数の加算があります。